

給与勧告の仕組みと本年の勧告のポイント

平成26年10月
茨城県人事委員会

目次

1 給与勧告の仕組みと本年の給与改定

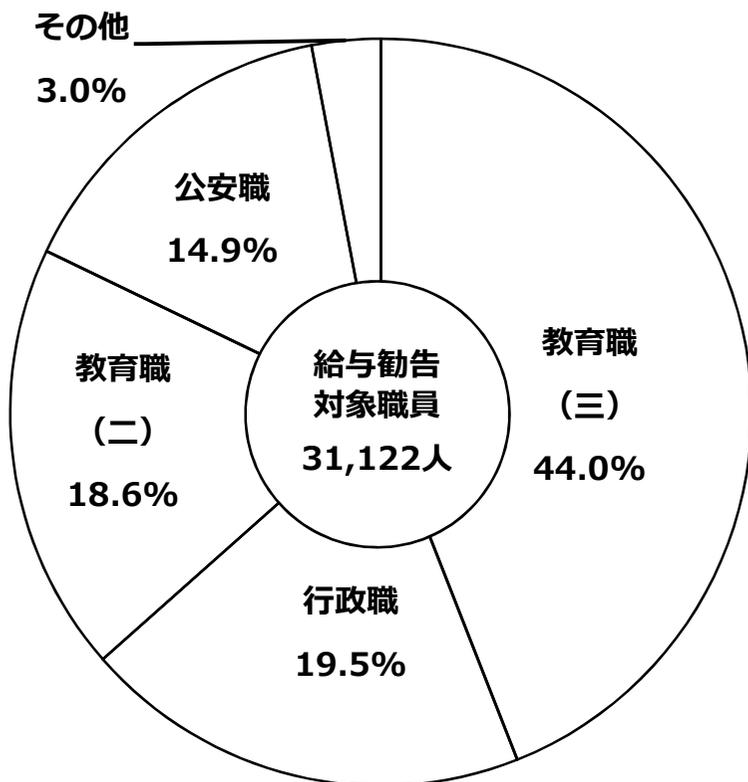
- ① 給与勧告の対象職員・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- ② 給与勧告の手順・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- ③ 民間給与との比較方法（ラスパイレス比較）・・・・・・・・ 3
- ④ 民間給与との較差・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- ⑤ 本年の勧告・報告事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- ⑥ 職員（行政職）の平均給与及びモデル給与例・・・・・・・・ 6
- ⑦ 最近の給与勧告の実施状況（行政職）・・・・・・・・・・・・ 7

2 給与制度の総合的見直し

- ① 国における給与制度の総合的見直しの概要・・・・・・・・・・ 8
- ② 給与制度の総合的見直し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

1-① 給与勧告の対象職員

平成26年4月1日現在の給与勧告の対象職員は、31,122人(平均年齢43.7歳) (注1) です。
このうち、民間給与との比較を行っている行政職は、5,938人(平均年齢43.4歳) (注2)、
給与勧告対象職員の19.1%となっています。



給料表	職員の例	職員数 (人)	平均年齢 (歳)
行政職	県庁等の行政職員	6,055	43.0
公安職	警察官	4,651	38.8
海事職	船員	22	48.7
教育職(一)	県立医療大学の教員	105	48.3
教育職(二)	高校、特別支援学校の教員	5,778	44.8
教育職(三)	小・中学校の教員	13,702	45.4
研究職	研究員	259	40.3
医療職(一)	医師、歯科医師	20	45.7
医療職(二)	薬剤師、栄養士	278	40.2
医療職(三)	保健師、看護師	191	40.5
福祉職	児童指導員、職業指導員	53	45.3
特定任期付職員	特定任期付職員	3	58.6
第2号任期付研究員	任期付研究員(若手育成型)	5	33.9
計		31,122	43.7

(注1) 平成26年職員給与実態調査の対象職員(休職中、育児休業中の職員や再任用職員、非常勤及び臨時の職員等を除く。)の人数等である。
(企業職員、病院事業職員及び技能労務職員は、職員給与実態調査及び給与勧告ともに対象外のため、この数字に含まれていない。)

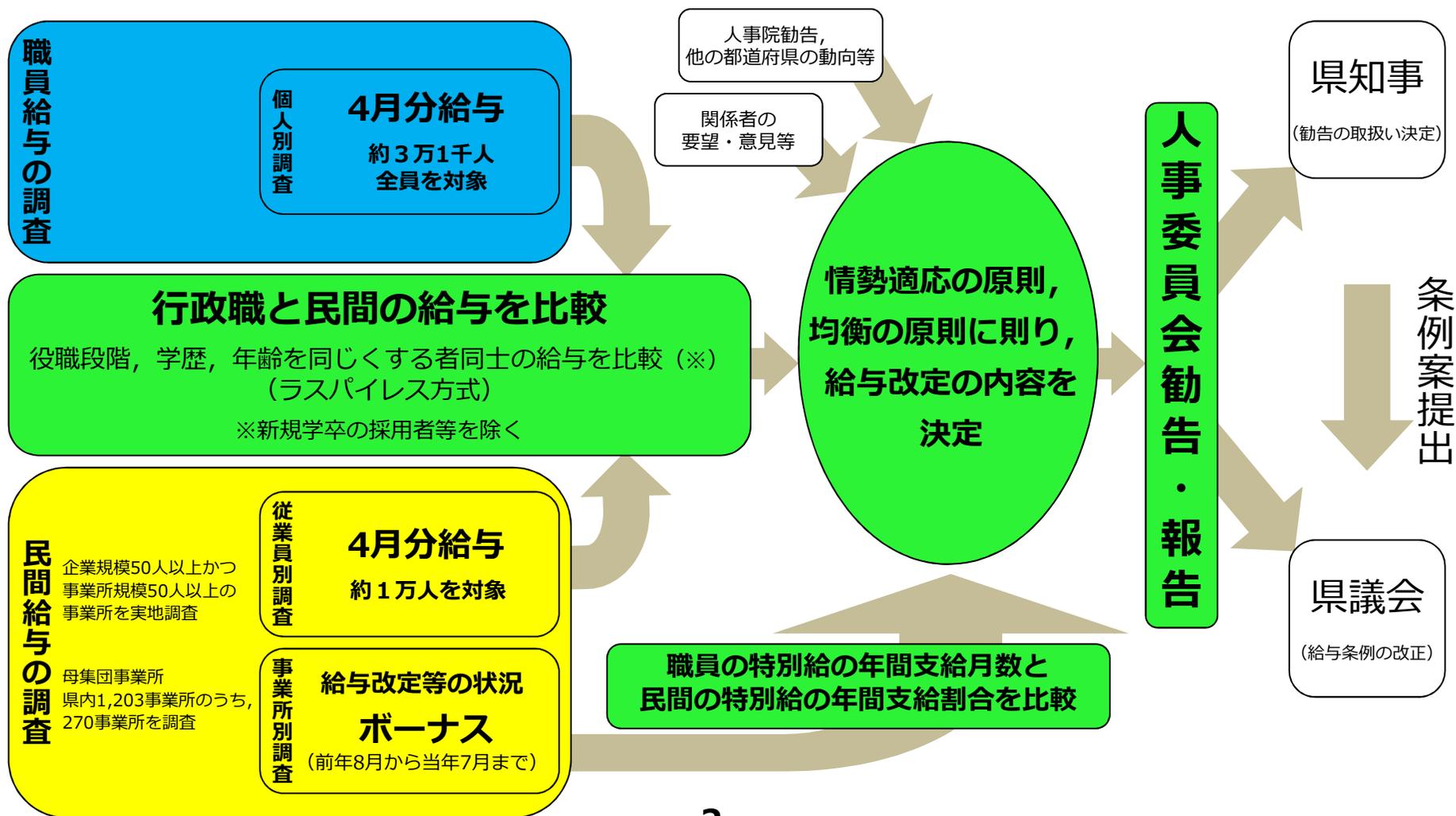
(注2) 行政職給料表の適用を受ける職員から、平成26年4月1日付け新規卒の採用者等を除いたもの

(注3) 年齢は、平成26年4月1日現在の満年齢

1-② 給与勧告の手順

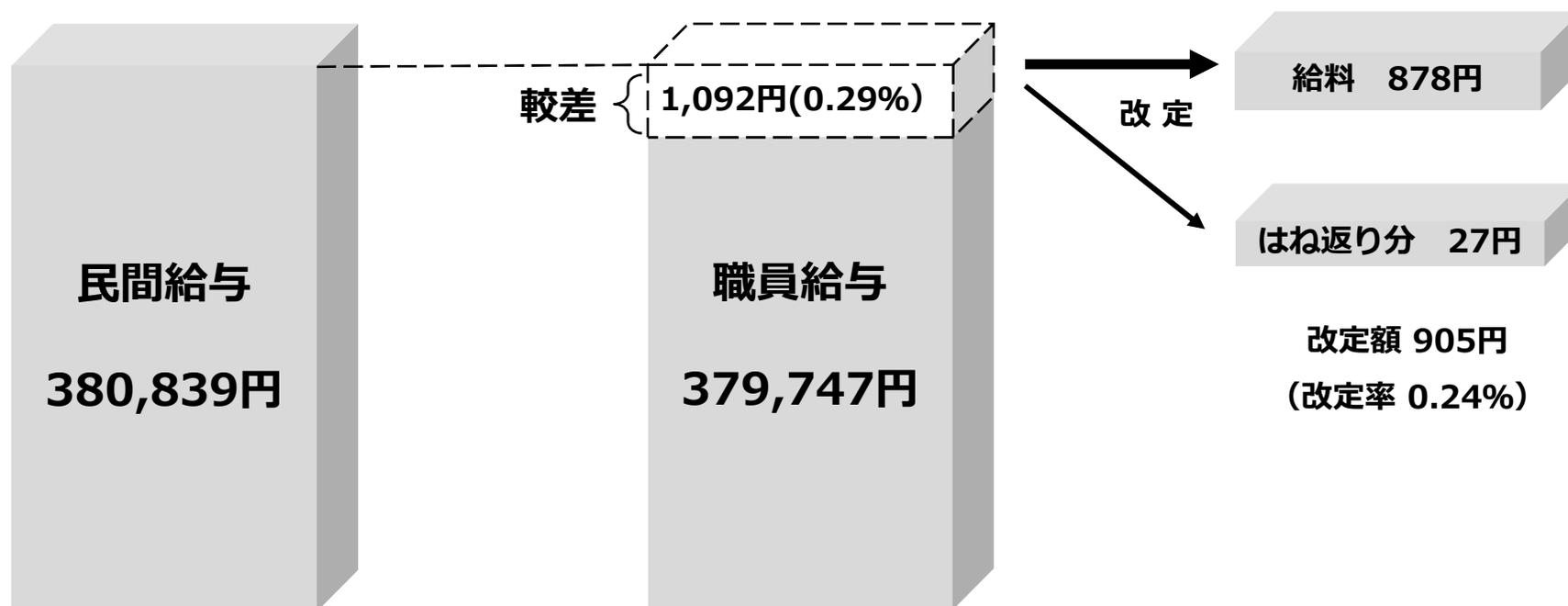
人事委員会では、職員と民間の4月分の給与(月例給)を調査した上で、精密に比較し、職員の給与水準を民間の給与水準に均衡させることを基本とし、人事院勧告の内容や他の都道府県の動向等を踏まえて勧告を行っています。

また、特別給についても、民間の特別給(ボーナス)の過去1年間(前年8月から当年7月まで)の支給実績を精確に把握し、民間の年間支給割合に職員の特別給(期末手当・勤勉手当)の年間支給月数を合わせることを基本に勧告を行っています。



1-④ 民間給与との較差

本年4月時点の民間給与との較差が1,092円(0.29%)であったため、以下のとおり給与の改定(905円, 改定率0.24%)を行うこととしました。



- (注1) 「はね返し分」とは、地域手当等のように、給料等の一定割合で手当額が定められているため、給料の改定に伴い手当額が増減する分をいう。
- (注2) 本県では、従来から総合勘案方式(民間の給与をはじめ、国及び他の都道府県並びに物価及び生計費の動向を総合的に勘案)により、国に準じた給料表での改定を行っているが、国準拠の給料表に改定した場合、県職員の級号給の人員分布や手当の受給状況が国とは異なるため、必ずしも較差と改定額は一致しないこととなる。

1-⑤ 本年の勧告・報告事項

平成26年4月の公民較差等に基づく給与改定等

1 公民較差等に基づく給与改定（勧告・報告）

(1) 給料表の改定（平成26年4月1日適用給料表）

- ・ 行政職給料表：若年層に重点を置きながら水準を引上げ（平均改定率0.25%）
- ・ その他の給料表：行政職給料表との均衡を基本に引上げ

(2) 初任給調整手当

支給限度額を国に準じて引上げ

(3) 期末・勤勉手当

- ・ 期末・勤勉手当の支給月数の引上げ（3.95月 → 4.10月）
- ・ 引上げ分は国に準じて勤勉手当に配分

2 初任給基準の改正等（報告）

- ・ 人材確保の必要性等を考慮し、他の都道府県の状況を踏まえ、早急に所要の改正
- ・ 改正に当たっては、全体的な給与水準の上昇につながらないように留意

3 給料の調整額及び特殊勤務手当の見直し（報告）

国の状況及び他の都道府県の動向等を踏まえ、勤務環境の変化等を考慮し、早急に見直し

4 再任用職員の単身赴任手当（勧告・報告）

人事院勧告に準じて、再任用職員に単身赴任手当を支給

5 その他の報告

(1) 55歳を超える職員の昇給制度

本県の50歳台後半層における公民の給与差、新たな人事評価制度の整備状況及び他の都道府県の動向等を踏まえ、引き続き、その在り方について検討を進める必要がある。

(2) 交通用具使用者に係る通勤手当

国及び他の都道府県の動向等を踏まえ、見直しの検討を進める必要がある。

1-⑥ 職員（行政職）の平均給与及びモデル給与例

（平成26年4月の公民較差に基づく平均給与）

平均年齢	勧告前		勧告後		増減額（率）	
	月額	年間給与	月額	年間給与	月額	年間給与
43.4歳	379,747 円	6,137,000 円	380,652 円	6,211,000 円	905 円 (0.24%)	74,000 円 (1.21%)

（注）本年度の新規学卒の採用者は含まれていない。

（平成26年4月の公民較差に基づく給与改定例）

職層	年齢 (歳)	扶養親族	勧告前		勧告後		年間給与の増減額 (円)
			月額(円)	年間給与(円)	月額(円)	年間給与(円)	
主事	26	独身	200,438	3,197,000	202,395	3,259,000	62,000
主任	36	配偶者 子1人	322,596	5,178,000	324,038	5,249,000	71,000
係長	45	配偶者 子2人	407,674	6,617,000	408,807	6,698,000	81,000
課長補佐	51	配偶者 子2人	459,895	7,461,000	460,101	7,535,000	74,000
課長	55	配偶者	545,206 (531,704)	8,622,000 (8,398,000)	546,030 (532,503)	8,713,000 (8,487,000)	91,000 (89,000)
次長 部長	58	配偶者	629,841 (604,902)	10,239,000 (9,807,000)	630,871 (605,881)	10,357,000 (9,920,000)	118,000 (113,000)

（注1）モデル給与例の月額及び年間給与は、給料、管理職手当、扶養手当及び地域手当を基礎に算出

（注2）（ ）内の数字は、管理職手当を支給される職員を対象に行われている給料月額の減額措置後の額である。

1-⑦ 最近の給与勧告の実施状況（行政職）

職員の給与は、民間賃金が厳しい状況にあったことを反映して、月例給又は特別給の減額による年間給与の減少又は据置きが続いていましたが、本年は平成19年以来7年ぶりに年間給与が増額となりました。

	月例給	特別給（ボーナス）		行政職職員の平均年間給与	
	改定率	年間支給月数	対前年比増減	増減額	率
平成11年	0.23%	4.95月	▲ 0.30月	▲ 10.7万円	▲ 1.60%
平成12年	0.10%	4.75月	▲ 0.20月	▲ 7.6万円	▲ 1.11%
平成13年	0.08%	4.70月	▲ 0.05月	▲ 1.7万円	▲ 0.25%
平成14年	▲ 1.99%	4.65月	▲ 0.05月	▲ 15.8万円	▲ 2.31%
平成15年	▲ 1.10%	4.40月	▲ 0.25月	▲ 17.7万円	▲ 2.63%
平成16年	－	4.40月	－	－	－
平成17年	▲ 0.35%	4.45月	+ 0.05月	+ 0.1万円	+ 0.01%
平成18年	－	4.45月	－	－	－
平成19年	0.15%	4.50月	+ 0.05月	+ 2.9万円	+ 0.44%
平成20年	－	4.50月	－	－	－
平成21年	▲ 0.24%	4.15月	▲ 0.35月	▲ 16.0万円	▲ 2.45%
平成22年	▲ 0.23%	3.95月	▲ 0.20月	▲ 9.9万円	▲ 1.56%
平成23年	▲ 0.25%	3.95月	－	▲ 1.5万円	▲ 0.24%
平成24年	－	3.95月	－	－	－
平成25年	－	3.95月	－	－	－
平成26年	0.24%	4.10月	+ 0.15月	+ 7.4万円	+ 1.21%

2-① 国における給与制度の総合的見直しの概要

基本的考え方

次のような課題に対応するため、俸給表、諸手当の在り方を含めた給与制度の総合的見直しを勧告

- 民間賃金の低い地域における官民給与の実情を適切に反映するための見直し
- 官民の給与差を踏まえた50歳台後半層の給与水準の見直し
- 公務組織の特性、円滑な人事運用の要請等を踏まえた諸手当の見直し

措置すべき事項

I 地域間の給与配分の見直し

- ① 民間賃金の低い地域における官民の給与差を踏まえ、俸給表の水準を平均で2%引下げ
- ② 俸給表水準の引下げに伴い、地域手当の支給割合を見直し(3%~最高20%)

II 世代間の給与配分の見直し

- 50歳台後半層では公務員給与が民間給与を上回っていることから、俸給表の水準を平均2%引き下げの中で、50歳台後半層の職員が多く在職する号俸を最大4%引下げ

〔55歳を超える職員（行政職(一)6級相当以上）に対する俸給等の1.5%減額支給措置の廃止〕

III 職務や勤務実績に応じた見直し

- ① 広域異動手当
60km以上300km未満は5%（現行3%）、300km以上は10%（現行6%）に引上げ
- ② 単身赴任手当
基礎額（現行23,000円）を30,000円に引上げ
加算額（現行年間9回の帰宅回数相当）を12回相当の額に引上げ
- ③ 本府省業務調整手当
係長級は基準となる俸給月額額の6%相当額（現行4%相当額）、
係員級は4%相当額（現行2%相当額）に引上げ
- ④ 管理職員特別勤務手当
災害への対処等の臨時・緊急の必要によりやむを得ず平日深夜に勤務した場合、勤務1回につき6,000円を超えない範囲内の額を支給

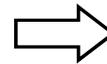
IV 実施スケジュール

- ① 新俸給表は平成27年4月1日から適用
- ② 新俸給表への切替えに伴い、次の経過措置等を講ずる。
 - ・ 新俸給表の俸給月額が切替え日の前日（平成27年3月31日）に受けていた俸給月額に達しない職員に対しては、平成30年3月31日までの3年間に限り、その差額を支給
 - ・ 初年度（平成27年度）の制度改正原資を確保するため、平成27年1月1日の昇給に限り、昇給幅を1号俸抑制
- ③ 地域手当等の諸手当の見直しは、平成27年度から段階的に実施し、平成30年度（平成30年4月1日）に完成

2-② 給与制度の総合的見直し

本県における基本的考え方

- ・ 本県職員の給与制度は基本的に国に準拠していること
- ・ 国に準ずることを基本方向として給与構造改革を実施したこと
- ・ 人事院の報告・勧告 等



これらを踏まえて本県の給与制度等を総合勘案した結果、
給与制度の総合的見直しの実施について判断

本年の報告・勧告事項

1 給料表等の見直し（勧告・報告）

(1) 給料表（平成27年4月1日適用給料表）

国に準ずることを基本として、新たな給料表へ切替え

給料表の見直し（行政職給料表）

- ・ 給料表の水準を全体として引下げ
- ・ 1級（全号給）及び2級の初任給に係る号給は引下げを行わず、3級以上の級の高位号給は平均を上回る引下げ
- ・ 5級・6級について、号給を増設

(2) 給料等の0.4%減額支給措置の廃止

国に準ずることを基本として廃止

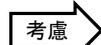
2 地域手当の見直し（勧告・報告）

(1) 級地区分を見直し（6区分 → 7区分）

(2) 各級地の支給割合を見直し（3%～最高18% → 3%～最高20%）

(3) 県内勤務職員の支給割合を見直し（6級地：3% → 6級地：6%）

- ・ 県内における国の支給地域の点在状況
- ・ 国家公務員と県職員の勤務実態及び人事異動の差異 等



引き続き、全県一律に同一割合の手当を支給

- ・ 国の支給割合で支給したと仮定した場合の加重平均の支給割合
- ・ 賃金構造基本統計調査による過去10年間の県の平均賃金指数 等



県内を6級地の6%とする。

(4) 県外勤務職員については、国に準じて支給

(5) 医療職給料表（一）の適用を受ける者等については、国に準じて、特例措置

3 単身赴任手当の見直し（勧告・報告）

国に準じて、以下のとおり改正

- ・基礎額（民間の一律定額の支給状況を踏まえて設定）： 現行23,000円から30,000円に引上げ（+7,000円）
- ・加算額（配偶者の住居への帰宅費用相当分）： 現行年間9回の帰宅回数相当を年間12回相当の額に引き上げるとともに、交通距離区分を2区分増設することに伴い、限度額を現行45,000円から70,000円に引上げ（+25,000円）

4 管理職員特別勤務手当の見直し（勧告・報告）

人事院勧告に準じて、管理職員が災害への対処等の臨時・緊急の必要によりやむを得ず平日深夜（午前0時から午前5時までの間）に勤務した場合、勤務1回につき6,000円を超えない範囲内の額を支給

5 実施時期等

国に準ずることを基本方向として、以下のとおり実施

(1) 実施時期

- ・給料表，地域手当，単身赴任手当及び管理職員特別勤務手当：平成27年4月1日
- ・給料等の0.4%減額支給措置の廃止：平成30年3月31日

(2) 経過措置等

- ・新たな給料表の給料月額が平成27年3月31日に受けていた給料月額に達しない職員に対しては，同年4月1日から平成30年3月31日までの3年間に限り，経過措置としてその差額を給料として支給
- ・地域手当の支給割合及び単身赴任手当の基礎額・加算額については段階的に引き上げ，平成30年4月1日に完成

6 その他の見直し（報告）

人事院は，昇給の効果の在り方について，今後の人事評価の運用状況等を踏まえつつ，引き続き検討を行うこととしており，その検討状況を注視していく必要がある。